

入札における留意事項

令和 8 年 7 月 1 日

三重県市町総合事務組合

1 (目的)

三重県における空中写真（市町共同）撮影業務（以下「本業務」という。）における入札の取り扱いについては、三重県市町総合事務組合財務規則（平成 24 年三重県市町総合事務組合規則第 29 号）に定めるもののほか、この留意事項の定めるところによるものとします。

2 (参加確認申請)

本業務に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、指定した期日までに、指定した書類を添え参加確認申請書を提出しなければなりません。

3 (入札保証金)

入札者は、入札前までに入札保証金（入札金額の 100 分の 5 以上の額）を納付しなければなりません。入札保証金の取扱いについては、三重県市町総合事務組合財務規則第 33 条から第 36 条までの規定によります。

4 (入札者)

入札者は、下記の事項に留意して入札に参加しなければなりません。

(1) 入札者は、仕様書、関係資料等を熟覧のうえ、入札しなければなりません。この場合において仕様書、契約書等について疑義があるときは、質問することができます。

(2) 入札書は、封かんのうえ、業務名及び入札者の所在地、法人名等を記載し、指定した時刻までに投函しなければなりません。

(3) 入札者は、本業務における費用の内訳書を作成することとし、入札時において提出しなければなりません。

(4) 代理人が入札する場合は、次によることとします。

(イ) 代理人が入札者本人の住所、氏名が記載され、参加確認申請書と同じ印による押印がある入札書により入札する場合は、委任状は不要とします。

(ロ) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書の投函前に委任状を提出する必要があります。この場合の入札書には、入札者の所在地、法人名、代表者欄に入札者本人の所在地、法人名、代表者名を記載のうえ、右代理人と記載し、代理人の氏名を記載のうえ押印する必要があります。

(5) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触しないよう関係法令を遵守しなければなりません。

(6) 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めることとします。

(7) 入札者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならないこととします。

5 (入札の無効)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき
- (3) 入札者が他人の入札を代理したとき
- (4) 入札に際して連合等の不正があったとき
- (5) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき
- (6) 入札者が提出した入札書の書き換え、引換又は撤回をしたとき
- (7) 金額又は重要な文字を訂正し、その訂正について訂正印が押されていない入札をしたとき
- (8) 所在地、法人名、代表者名又は押印を欠く入札をしたとき
- (9) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札をしたとき
- (10) その他、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

6 (入札書)

入札書の作成は、次によることとします。

- (1) 入札書に記載された金額に10/100を加算した額(円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額としますので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかに関わらず、契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載してください。

7 (予定価格)

予定価格は事前に公表することとします。

8 (入札の執行方法)

入札の執行方法は、次によることとします。

- (1) 入札者は、必ず入札場所に立ち会わなければなりません。ただし、立会できない場合で、あらかじめ委任状を提出した者は、この限りではありません。
- (2) 入札者がやむを得ない理由により開札に立ち会うことができなくなった場合は、当該入札事務に関係のない職員で入札執行者が指示する職員を立ち合わせることにします。
- (3) 入札の執行は、公開しないものとします。

9 (開札の執行方法)

開札の執行方法は、次によることとします。

- (1) 入札執行者は、開札と同時に予定価格調書を開封し、積算内訳書の審査を行い、入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 入札回数については、1回限りとします。

10 (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

同価格の入札者が2人以上ある場合は、次のとおり落札者を決定します。

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めます。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かさなければなりません。

(3) 当該入札をした者は、くじを拒否することはできません。

11 (入札の辞退)

入札者は、開札する前までは、いつでも入札を辞退することができます。入札を辞退する場合は、あらかじめ契約担当者の承諾を得て入札辞退を書面にて届け出る必要があります。

12 (入札の中止等)

入札において、天災、事故、不正行為等止むを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止又は延期することがあります。

13 (入札書等の取り扱い)

提出された入札書は、開札前も含め返却しないこととします。入札者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札を延期するとともに、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

14 (契約保証金)

落札者は、契約を締結する際に契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上の額）を納付しなければなりません。契約保証金の取扱いについては、三重県市町総合事務組合財務規則第 48 条から第 51 条までの規定によります。

15 (契約書の提出)

落札者は、契約を締結する旨の通知を受けた日から 7 日以内に契約書を提出しなければなりません。

16 (異議の申立)

入札をした者は、入札後、この留意事項、仕様書、業務内容、関係資料等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。